

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令の一部改正

1 題名について

題名を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令」に改正する。
(題名関係)

2 計画に記載すべき情報の管理に関する事項に係る区域について

公募占用計画及び海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に記載すべき情報の管理に関する事項に係る海域の上空及び海底の区域に関する規定を新設する。(第六条及び第八条関係)

3 設置禁止の例外となる海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備について

排他的経済水域における設置の禁止の対象となる設備から除かれる海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に関する規定を新設する。(第七条関係)

第2 国土交通省組織令の一部改正

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。(第百六十二条関係)

第3 環境省組織令の一部改正

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものに関するこを、大臣官房及び大臣官房地域政策課の所掌事務として追加し、水・大気環境局及び自然環境局の所掌事務から海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の規定による調査に関する事務を除く。(第三条、第五条、第六条及び第十九条関係)

第4 施行期日

この政令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和八年四月一日)から施行する。(附則関係)